

介護給付費算定の届出等に係る留意事項について

【都道府県等指定権者向け留意事項】

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

令和 6 年報酬改定における経過措置の終了に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所異動連絡票を国保連合会に提出する必要がある。

都道府県等における事業所台帳の不備や整備の遅れは、不当な請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1. 介護サービス事業所への適切な指導

・届出様式、届出項目に関する留意点

都道府県等は、介護サービス事業所に対し、変更または追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うよう指導すること。

また、新たに追加された届出様式、届出項目等のみならず、既存の届出項目等についても、算定要件が変更されたものについては、改めて届出が必要となるので、指導の際は留意すること。（詳細は別紙のとおり）

・提出の期限

令和 6 年報酬改定における経過措置の終了に係る届出の提出期限は 4 月 1 日、多床室の室料負担見直しに係る届出の提出期限は通常通り（8 月施行サービスについては 7 月 15 日）である。それ以降の取扱いの可否については、都道府県等において各国保連合会と相談の上で判断されたい。ただし新規指定事業所においては、伝送ユーザーの払出等国保連合会との手続きが発生することから、準備期間を考慮して早期に対応する必要があることを指導されたい。

2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の変更等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、変更される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに、様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、都道府県等は的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供するこ

と。

特に、4月サービス及び8月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たなコード体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、令和7年4月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、4月には送付せず、全て5月に送付すること。令和7年8月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、8月には送付せず、全て9月に送付すること。

【事業所向け留意事項】

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

令和6年報酬改定における経過措置の終了に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1. 届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

2. 提出の期限等

令和6年報酬改定における経過措置の終了に係る届出は、提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

【地域包括支援センターまたは保険者向け留意事項】

○原案作成委託料異動連絡票について

令和7年4月改定により、介護予防支援費の業務継続計画未策定減算が合成されたサービスコードが2つ追加される。本サービスコードについても原案作成委託料の支払対象とする場合は、委託金額の決定する必要がある。

この決定した委託金額については、原案作成委託料異動連絡票を国保連合会に提出しない場合、本サービスコードに係る原案作成委託料が支払われないことを留意されたい。

1. 介護給付費単位数表の変更内容の確実な把握

地域包括支援センター及び保険者は「1-資料2_介護給付費単位数等サービスコード表」の内容を確認し、変更内容を確実に把握すること。

2. 国保連合会への的確な情報提供

国保連合会で保持する原案作成委託料台帳に対する保険者からの異動情報については、国保連合会において原案作成委託料の算出に使用するものであることから、保険者は的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

なお、当該異動情報については、4月以前には送付せず、全て5月初旬に送付すること。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和７年４月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1：訪問介護 1 2：訪問入浴介護 1 3：訪問看護 1 4：訪問リハビリテーション 1 7：福祉用具貸与 6 2：介護予防訪問入浴介護 6 3：介護予防訪問看護 6 4：介護予防訪問リハビリテーション 6 7：介護予防福祉用具貸与 7 6：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 1：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
2	2 1：短期入所生活介護 2 2：短期入所療養介護 2 3：短期入所療養介護 2 A：短期入所療養介護 2 7：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 2 4：介護予防短期入所生活介護 2 5：介護予防短期入所療養介護 2 6：介護予防短期入所療養介護 2 B：介護予防短期入所療養介護 7 3：小規模多機能型居宅介護 6 8：小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 8：認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 2 8：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 7 7：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 7 9：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「身体拘束廃止取組の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
3	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護(短	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」 の 「B：加算V(1)」 「C：加算V(2)」 「D：加算V(3)」 「E：加算V(4)」 「F：加算V(5)」 「G：加算V(6)」 「H：加算V(7)」 「J：加算V(8)」 「K：加算V(9)」 「L：加算V(10)」 「M：加算V(11)」 「N：加算V(12)」 「P：加算V(13)」 「R：加算V(14)」 を廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	期利用型) ３２：認知症対応型共同生活介護 ３８：認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) ３６：地域密着型特定施設入居者 生活介護 ２８：地域密着型特定施設入居者 生活介護(短期利用型) ５４：地域密着型介護老人福祉施 設入居者生活介護 ７７：複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護) ７９：複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護・短期利用型) ７４：介護予防認知症対応型通所 介護 ７５：介護予防小規模多機能型居 宅介護 ６９：介護予防小規模多機能型居 宅介護(短期利用型) ３７：介護予防認知症対応型共同 生活介護 ３９：介護予防認知症対応型共同 生活介護(短期利用型)		

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和7年8月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	2 2：短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1：介護老人保健施設（Ⅰ）」 「5：介護老人保健施設（Ⅱ）」 「7：介護老人保健施設（Ⅲ）」 「9：介護老人保健施設（Ⅳ）」 2 A：短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2：Ⅱ型介護医療院」 「3：特別介護医療院（人員配置区分 2：Ⅱ型）」 5 2：介護保健施設サービスの「施設等の区分」欄 「1：介護保健施設（Ⅰ）」 「5：介護保健施設（Ⅱ）」 「7：介護保健施設（Ⅲ）」 「9：介護保健施設（Ⅳ）」 5 5：介護医療院サービスの「施設等の区分」欄 「2：Ⅱ型介護医療院」 「3：特別介護医療院（人員配置区分 2：Ⅱ型）」 2 5：介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1：介護老人保健施設（Ⅰ）」 「5：介護老人保健施設（Ⅱ）」 「7：介護老人保健施設（Ⅲ）」 「9：介護老人保健施設（Ⅳ）」 2 B：介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2：Ⅱ型介護医療院」 「3：特別介護医療院（人員配置区分 2：Ⅱ型）」	「その他該当する体制等」欄の 「室料相当額控除」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	（注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。